

国民年金の役割と重要性をご存知ですか？

高齢者世帯のうち64%以上の世帯が公的年金だけが収入源となっています。

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方は必ず加入しなければならない制度です。

将来のこと、家族のことを考えていますか？ もし、老後に収入がなくなったり、病気や事故で障害が残ったり、一家の働き手がなくなったとしたらどうしますか？

■国民年金は、国が運営する確実な将来の支えです

社会全体で世代間扶養を行う仕組みをとっている国民年金は、将来の社会経済がどのように変わろうとも、やがて必ず訪れる長い老後に、働かなくても収入を自力で確保できる生活保障です。

■保険料納付は、みんなの義務です

日本に住んでいる20歳から60歳までの方（自営業者、フリーター、学生など）は、法律により、国民年金に加入し、保険料を納める義務があります。（経済的に困難な場合は、申請により免除や猶予が受けられます。）

■保険料を納めると、生涯にわたり年金が受けられます

国民年金は、どんなに長生きしても生涯にわたって受けることができます。

■「万が一」のとき、障害年金・遺族年金が受けられます

国民年金には、老後の生活を保障する老齢年金だけでなく、病気や事故で一定の障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手がなくなったときの遺族年金があります。（一定の納付要件や支給要件があります。）

■保険料は全額、社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められています。

福祉医療制度が変わります

平成18年10月1日から福祉医療制度で父子家庭の方、精神障害者保健福祉手帳1～2級をお持ちの方も対象になります。また、10月1日以降の入院時食事療養費に係る標準負担額および入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、助成されません。ご自身でお支払いいただくことになります。

父子家庭および精神障害者福祉手帳をお持ちの方の申請は、お気軽に役場住民課または各振興事務所住民福祉課までお尋ねください。

	対 象 者	有 効 期 間
父子家庭	・ 配偶者のいない男子で18歳未満の児童を養育している父とその児童 所得制限あり（児童扶養手当制限額を準用）	事実発生の翌日から、当該初日以降の最初に到来する9月30日まで ただし、児童が満18歳に達する年度は3月31日まで
重度心身障害者	下記のいずれかをお持ちの方 ・ 障害者手帳1～3級 ・ 療育手帳A1、A2、B1 ・ 戦傷病者手帳と障害者手帳4級 ・ 精神障害者保健福祉手帳1～2級 所得制限あり（特別児童扶養手当制限額を準用）	・ 障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳交付日の属する月の初日から、当該初日以降最初に到来する9月30日まで ・ 65歳の誕生月の末日まで
重度心身障害老人	65歳以上の重度心身障害者 平成18年10月1日以後の対象者については 所得制限あり（特別児童扶養手当制限額を準用）	・ 障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳交付日の属する月の初日 ・ 65歳の誕生月の翌月初日から平成20年9月30日まで ※平成18年10月1日以後の対象者 手帳交付日の属する月の初日から、当該初日以降最初に到来する9月30日まで

※ 療養病床に入院する70歳以上の方はこれまで食材料費相当のみを負担していましたが、介護保険との負担の均衡を図る観点から所得に応じて食費と居住費（生活療養標準負担額）を負担していただくことになります。

月額 食費 42,000円
居住費 10,000円

社会福祉課からのお知らせ

『かすがモリモリ村』・『揖斐川町久瀬温泉施設』の利用について(65歳以上の方)

10月2日(月)より揖斐川町在住の65歳以上の方は『かすがモリモリ村』および『揖斐川町久瀬温泉施設』を利用される場合の入湯料が150円となります。

- (1) 対象者 揖斐川町在住の65歳以上の方
- (2) 対象施設
 - ① 揖斐川町久瀬温泉施設(久瀬白龍の湯) 久瀬日坂224番地1 (TEL54-2678)
☆定休日は毎週火曜日(火曜日が祝祭日の場合はその翌日)
 - ② かすがモリモリ村 春日六合3420番地 (TEL58-0001)
☆定休日は毎週水曜日(水曜日が祝祭日の場合はその翌日)、1月1日および、12月31日
- (3) 利用料 両施設とも入湯料として1回150円、ただし土日、祝日は一般料金となります。
- (4) 持ち物 揖斐川町在住で65歳以上であることを証明できるもの
(例:介護保険証、健康保険証、運転免許証、いきいきパスポートなど)

無料送迎バスの運行について

10月より揖斐川老人福祉センターを基点として毎週3回〔月、火、金〕、『かすがモリモリ村』への無料送迎バスを運行します。(運行経路は下記の通り)同時に現在運行しているモリモリ村のバスは廃止となります。

- (1) 行き先: かすがモリモリ村
- (2) 対象: 全町民(65歳未満の方が、かすがモリモリ村を利用される場合、施設利用にかかる自己負担額は規定の料金となります。)
- (3) 運行日: 毎週 月、火、金 (ただし祝祭日、1月1日~1月3日、12月29日~12月31日を除く)

◎『かすがモリモリ村』無料送迎バスの運行経路について

各曜日、行きは揖斐川老人福祉センターを12時30分頃に出発予定、
帰りは逆コースで、かすがモリモリ村を15時30分頃に出発予定となります。

- ☆問い合わせ先
- ・社会福祉課……………TEL22-2111 (内線172)
 - ・地域包括支援センター……………TEL23-1341
 - ・揖斐川老人福祉センター……………TEL23-1288



各曜日の発着場所(※カッコ内は予定時刻)

《※発着の予定時刻は交通状況などにより変動する場合があります、ご了承ください。》

◆月曜日(揖斐、小島北 方面)

①揖斐川老人福祉センター→②上町高砂広場(12:36)→③下町公民館(12:38)→④三輪、小野、谷汲街道交差点(12:39)→⑤揖斐高校東住宅街(12:40)→⑥本揖斐駅バス停(12:41)→⑦錦野建築設計事務所様前(12:48)→⑧野中石置き場(12:49)→⑨大門会館(12:50)→⑩溝尻神明神社前(12:50)→⑪みかど屋様前(12:51)→⑫清水建築様前(12:51)→⑬白樫宮農倉庫(12:53)→⑭小畑商店様前(12:55)→⑮市場研修センター(12:55)→ かすがモリモリ村

◆火曜日(大和、北方 方面)

①揖斐川老人福祉センター→②役場南駐車場(12:32)→③塩屋様前(12:35)→④中部電力前(12:37)→⑤大和消防車庫(12:40)→⑥伊尾野会館(12:42)→⑦南桂(12:45)→⑧桂茶センター(12:47)→⑨東若松会館(12:52)→⑩西若松(12:53)→⑪北方一区バス停(12:57)→⑫北方二区バス停(12:59)→⑬北方農協前(13:00)→⑭農村婦人の家前三叉路(13:01)→⑮多目的センター(13:02)→⑯若宮会館(13:04)→⑰鎌曾(13:10)→⑱三世代ふれあい会館(13:13)→⑲下屋敷公民館南(13:14)→⑳八幡神社前(13:16)→ かすがモリモリ村

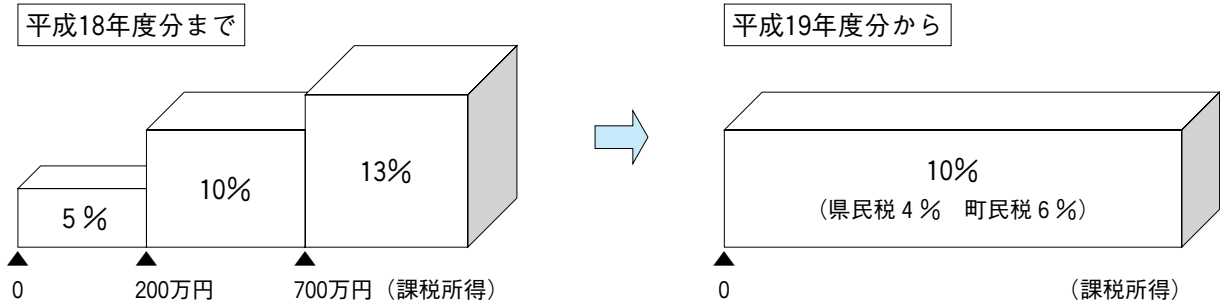
◆金曜日(清水、胄永、小島南 方面)

①揖斐川老人福祉センター→②長良バス停前(12:32)→③清水神社(12:33)→④松岡酒店様前(12:34)→⑤宗宮美容室様前(12:38)→⑥まんぶく亭様前(12:39)→⑦野田会館(12:42)→⑧ティと梅様前(12:43)→⑨光明寺(12:47)→⑩胄永公民館(12:48)→⑪浜里団地南(12:51)→⑫溝口歩道橋下(12:53)→⑬近鉄揖斐駅前(12:54)→⑭揖斐川中グラウンド南(12:57)→⑮和田倉庫(12:58)→⑯巖島神社東(12:59)→⑰二ノ宮北(13:01)→⑱オルガン様前(13:02)→⑲魚勝様西(13:03)→⑳大黒石油GS様前(13:04)→㉑瑞岩寺公民館(13:08)→ かすがモリモリ村

平成19年から税源移譲(国から地方へ)によって あなたの住民税が変わります

《改正点》

◎住民税所得割の税率が10%に統一されます



●図中の税率は県民税と町民税を合わせたものです。

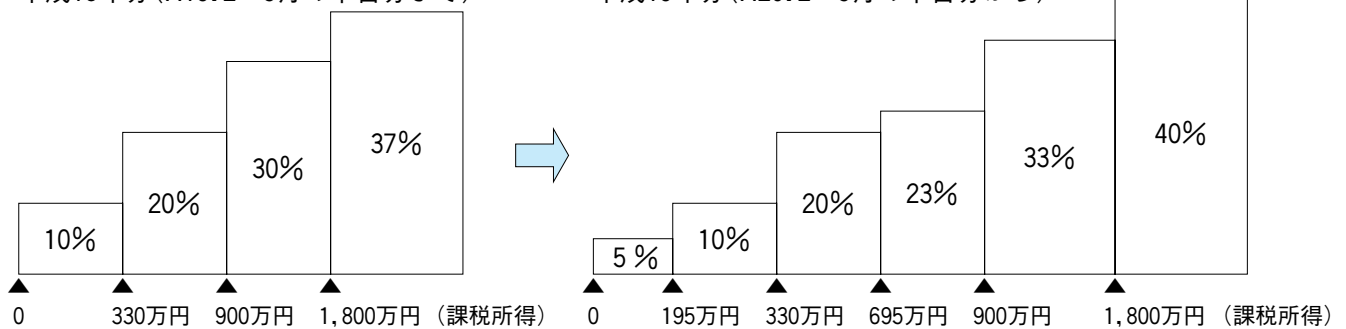
※課税所得とは・皆さんの給与や事業収入などは「収入」と呼ばれるものです。「課税所得」とはこの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

改 正 前			改 正 後	
課税所得	税率	控除額	課税所得および税率	控除額
200万円以下の金額	5%	0円	課税所得にかかわらず一律10%	0円
700万円以下の金額	10%	100,000円		
700万円超の金額	13%	310,000円		

◎住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国が集める国税(＝所得税)の税率構造も見直されます

平成18年分(H19.2～3月の申告分まで)

平成19年分(H20.2～3月の申告分から)



改 正 前			改 正 後		
課税所得	税率	控除額	課税所得	税率	控除額
330万円以下	10%	0円	195万円以下	5%	0円
			195万円超330万円以下	10%	97,500円
330万円超900万円以下	20%	330,000円	330万円超695万円以下	20%	427,500円
			695万円超900万円以下	23%	636,000円
900万円超1,800万円以下	30%	1,230,000円	900万円超1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	37%	2,490,000円	1,800万円超	40%	2,796,000円

・住民税については、最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。

これらの措置により、税源移譲の前後で「住民税＋所得税」の納税者の方の負担は変わりません。

☆ご不明な点がございましたら、揖斐川町役場税務課(TEL22-2111)までお尋ねください。

センタールーム活動（10：00～11：30）

月 相談日	火 行事	水 交流日	木 お教室	金 お教室
2 ☆ MILKの日	3 受付終了 運動会 健康アリーナ	4 さくらんぼ 0歳児交流	5 お教室B 1回目	6 お教室D 1回目
9 体育の日	10 企画 子育て支援セン ターでお知らせ	11 いちご 1歳児交流	12 お教室A 2回目	13 お教室C 2回目
16 ☆ MILKの日	17 企画 子育て支援セン ターでお知らせ	18 りんご 2・3歳児交流	19 お教室B 2回目	20 お教室D 2回目
23 ☆ MILKの日	24 企画 子育て支援セン ターでお知らせ	25 フリー	26 お教室A 3回目	27 お教室前期金曜 日ベこ&ぼ交流日
30 ☆ MILKの日 ♪発育測定	31 ♪ 誕生会・食会 お話ルーム			

- ・相談日の☆印は、担当者がすぐに対応させていただきます。
- ・♪印のある活動は要予約（10月の行事予約は9月下旬開始）
予約される方は、直接支援センターへ申し込みにきてください。
- ・センタールーム活動に参加されない場合でも自由に遊ぶことができます。

子育て支援センターお知らせ

厳しい残暑も過ぎ、さわやかな秋風が心地よい季節になりました。「食欲の秋」「読書の秋」そして「実りの秋」です。子どもたちにとっても、大きな「実りの時期」になりますように。

【揖斐川子育て支援センター】

上南方193 TEL 23・1136

■利用対象 揖斐川町在住の未就園児（祖父母可）

■休館日 祝祭日、土・日曜日

■開所時間 午前9時～午後4時

【かすが保育園子育て支援センター】

春日小宮神1071 TEL 57・2319

毎週月曜日（園庭開放日） 9：30～12：00
毎週木曜日（コアラちゃんの日） 9：30～11：30

2日(月)	園庭開放日
5日(木)	散歩
9日(月)	体育の日(休み)
12日(木)	リズム遊び
16日(月)	園庭開放日
19日(木)	芋ほり
23日(月)	園庭開放日
26日(木)	太陽っ子祭り(収穫祭)
30日(月)	園庭開放日

「はつらつ健康教室」のご案内
揖斐川町地域包括支援センター

「最近、つまずきやすくなったなあ」「転ぶのではないかと不安だなあ」という方も多いのではないのでしょうか？この教室では、転ばないための健康づくりや生活の工夫ができるように専門の健康運動指導士が応援します。一緒に楽しみながら、転倒骨折を予防してみませんか。
年齢を重ねても健康ではつらつとした生活をおくりましょう。

■対象 65歳以上で次の条件を満たしている方

- ・介護認定を受けていない
- ・転倒予防に関心があり、主治医が運動に支障がないと認めている
- ・自力で教室に参加が可能

※他にも条件がありますので、ご相談ください。

■日時

11月20日(月)・28日(火)
12月12日(火)・25日(月)
1月16日(火)・23日(火)
2月2日(金)・16日(金)
3月2日(金)・16日(金) 計10回

時間 13時30分～15時

■内容 講義(健康の話)と運動(ストレッチ、エクササイズなど)約90分

■会場 地域包括支援センター
1階大ホール

■定員 20名

■受講料 無料

【申込・お問い合わせ】 揖斐川町地域包括支援センター 担当…高橋保健師

TEL 23・1341

(夜間、休日は転送電話で対応します)

「石綿救済法(略称)に基づく
特別遺族給付金の請求手続きについて」

石綿のばく露が原因で、中皮腫や肺がんなどの疾病により死亡した労働者のご遺族で、労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した方に対して、特別遺族給付金を支給する制度が本年3月から施行されました。

この特別遺族給付金は法施行日から3年を経過した平成21年3月27日以降はその請求ができなくなりますので、早めに請求されることをお勧めします。
なお、石綿を吸引することによって中皮腫や肺がんにかかった方やその遺

岐阜県最低賃金の改正について

族であって、労災補償を受けられない方に対して医療費などを支給する救済給付制度については、独立行政法人環境再生保全機構(0120・389・931)までお問い合わせください。
特別遺族給付金や労災保険制度については、岐阜労働局労災補償課(Tel 058・245・8105)または各労働基準監督署にお問い合わせください。

岐阜労働局では県内で働くすべての労働者に適用される「岐阜県最低賃金」を10月1日から時間額675円(4円引き上げ)とするよう改正しました。
「岐阜県最低賃金」は、常用・臨時・パート・アルバイトなどといった雇用形態に関係なくすべての労働者に適用されます。

また労働者の賃金が日給・月給などで支払われている場合、当該賃金を1時間あたりの金額に換算して比較することになります。

対象となる賃金は、通常の所定内賃金に限られボーナスなどの臨時の賃金、休日・時間外などの割増賃金や手当などは対象になりません。

なお、最低賃金に反する労働契約は無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

詳しくは、岐阜労働局労働基準部賃金室(岐阜市金竜町5・13 TEL 058・245・8104)または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

正しい動物の飼い方について

ペットはあなたの家族の一員です。最後まで責任を持ってかわいがりましょう。

●飼い主の遵守事項

- ・適正にえさ・水を与える
- ・疾病予防などの健康管理を行う
- ・適正に飼育できる施設を設け、施設は常に清潔にする
- ・汚物・汚水を適切に処理する
- ・公共の場所、他人の土地・建物を不潔にしたり、破損させたりしない
- ・異常な鳴き声、悪臭、羽毛などで迷惑をかけない

●犬の飼い主の遵守事項

- ・犬を檻などの囲いの中、または綱・鎖などで確実につないで飼養する
- ・人の生命・身体などを侵害しないよう必要な措置を講ずる
- ・犬を種類・健康状態などに応じて適正に運動させる
- ・犬に適正なしつけをする（生後2か月頃からのしつけが大切です）
- ・犬が公園・道路などを損傷や汚染するような行為をさせない
- ・散歩させる時は袋などを用意し、フンを放置しないようにしてください
- ・また散歩中、通行人とすれ違う時は、綱を短く持ちかえるなど周囲への十分な気配りに心がけてください
- ・犬を飼養している旨の標識を見やすいところに掲示しておく
- ・子犬が産まれると困る方、発情期に

困る方は、不妊などの措置を講ずるよう努める

・感染症予防の措置を講ずるよう努める

●猫の飼い主の遵守事項

- ・猫が屋外で行動できる場合は、感染症予防や不妊などの措置を講ずるよう努める
- ・首輪をつけるなど所有者を明らかにするための措置を講ずるよう努める
- ・公園などにフンをしないようなど、他人に迷惑をかけないよう必要な措置を講ずる（敷地内にトイレを設けてしつけるなど）

●野良犬・野良猫にえさを与えている方へ

野良犬・野良猫にえさを与える行為は他の野良犬・野良猫が集まりごみステーションを荒らしたり、子犬・子猫などが産まれて地域住民への迷惑を拡大させます。絶対に行わないでください。

自賠責保険・共済の有効期限は切れていませんか？

自賠責保険・共済は、万一の自動車事故の際の基本的な対人賠償を目的として、原動機付自転車を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。特に車検制度のない250cc以下のバイク（原動機付自転車・軽二輪自動車）は有効期限切れ、かけ忘れにご注意を。自賠責制度の詳しい内容は、<http://www.jibai.jp> へ。

10月は土地月間です

「地域に貢献 社会に貢献 土地活用」

土地は国民のための限られた貴重な資源です。将来の子どもたちのために、明日の豊かなくらしのために、土地の有効利用が大切です。その実現のためには、皆様のご理解とご協力が不可欠です。

土地基本法では、4つの土地についての基本理念を定めています。

- ①土地利用については、公共の福祉を優先させるものとする
- ②土地は適性かつ計画的に利用されるものとする
- ③投機的取引の対象とされてはならない
- ④価値の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする

この基本理念を尊重し、明るい未来を作りましょう。

また、次の土地を売買した時は、契約後2週間以内に土地売買等届出書を市町村の窓口へ提出し、県に届けることになっています。

■届出対象面積

- ・市街化区域 2,000㎡以上
- ・市街化区域を除く都市計画区域（揖斐川地域） 5,000㎡以上
- ・都市計画区域外谷汲・春日・久瀬・藤橋・坂内地区 10,000㎡以上

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場企画課
TEL 22・2111

行政相談週間について

10月16日～22日は「行政相談週間」

国の行政機関や郵政公社・NTTなどの特殊法人の仕事について「処理が間違っている」「遅い」「こうしてほしい」などの苦情や要望をお持ちになったことはありませんか？ そんな時には「行政相談」をご利用ください。

皆様からのご相談は、総務大臣が委嘱した民間のボランティア「行政相談委員」が受け付けます。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▼相談所開設

- 10月10日（火） 13時～15時
藤橋公民館
- 10月17日（火） 9時30分～11時30分
坂内振興事務所
- 10月18日（水） 14時～16時
老人福祉センター
- 10月18日（水） 10時～12時
春日振興事務所
- 10月18日（水） 13時～15時
久瀬公民館

なお、岐阜行政評価事務所では、いつでも行政相談に応じています。またホームページ、Eメールでの受付も行っていきます。

【お問い合わせ先】 岐阜行政評価事務所

TEL 0570・090110
ホームページ <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>
Eメール 110.gifu@soumu.go.jp

公証週間について

10月1日から7日までは、公証週間です。この機会に、法律上のトラブルを未然に防止し、権利を擁護保全するため、遺言や大切な契約を公正証書（法務大臣から任命された法律専門家である公証人が法律に基づいて作成する公文書）で作成することをお考えになつてはいかがでしょうか。

期間中、無料公証相談窓口を設けますので、お気軽にご利用ください。

▼公証相談窓口

■日 時 10月2日（月）～6日（金）
9時30分～12時、13時～15時30分

■場 所 大垣公証役場

■相談内容 遺言・任意後見契約・離婚・金銭貸借・土地建物貸借、その他公正証書作成の手続きや内容に関する相談

・電話、来庁のいずれでも結構です。
・秘密は厳守します。

・相談にお越しの際は、なるべく関係資料をお持ちください。

【お問い合わせ先】 大垣公証役場

TEL 0584・78・6174

自動車点検整備推進強化月間 中部運輸局岐阜運輸支局

・実施期間 9月1日～10月31日

日常点検や定期点検をきちんと行っていますか。日頃のこまやかな点検を行っていれば、運転中のトラブルの多くは回避できます。車の健康管理はくまを守るだけでなく、人の命や環境を守るにつながります。

多重債務出張相談会開催

県では多重債務者支援施策の一環として、岐阜県司法書士会との共催で「多重債務者出張相談会」を開催します。相談会では次のとおり行われますのでご利用ください。

■日 時 10月8日（日）13時～16時

■開催場所 大垣市総合福祉会館

■相談対応者 司法書士、消費生活相談員

■相談方法 面接相談（電話相談など）は行いません、予約制

予約は岐阜県司法書士会事務局（TEL 058・248・1715）まで。

健脳講演会開催

岐阜県西濃振興局では、脳を癒し、脳を健やかに保つ「健脳食」の普及のため、講演会を行います。

■日 時 10月11日（水）

13時30分～15時30分

■場 所 ソフトピアジャパン

1階セミナールーム

■講師 小川宣子 岐阜女子大学教授

■テーマ 食育における健脳食の役割

■定員 100名

■参加料 無料

■申し込み 10月4日までに電話もしくはメールでお申し込みください。

■申込・照会先 西濃振興局産業労働課

TEL 0584・0838 大垣市江崎町422・3

TEL 0584・73・1111（内線227）

FAX 0584・74・9428

Eメール c20502@pref.gifu.lg.jp

揖斐川町IT講習会参加者募集

町では、次のとおりIT講習会を開催します。ふるってご参加ください。

■講習内容 「パソコンで作ろう 年賀状」

■日時・場所

■揖斐川会場

揖斐川町中央公民館 OA室

■第1グループ 11月5日（日） 10時～16時

■第2グループ 11月8日（水） 10時～16時

■第3グループ 11月14日（火） 10時～16時

〈谷汲会場〉

谷汲サンサンホール マルチメディア館

■第4グループ 11月17日（金） 10時～16時

■第5グループ 11月19日（日） 10時～16時

〈坂内会場〉

坂内振興事務所 第4会議室

■第6グループ 11月22日（水） 10時～16時

■定員 各グループ 8名

■参加料金 材料費、消耗品費として一人200円いただきます。

■申し込み方法 揖斐川町役場（1階受付）・各振興事務所振興課に申し込み用紙がありますので、ご記入の上、提出してください。

申込受付開始日：10月10日（火）

定員になり次第締め切ります。

【お問い合わせ先】 揖斐川町役場情報政策課

TEL 21・3171

博物館明治村「村の秋祭り」開催

博物館明治村では9月16日から11月26日まで「村の秋祭り」を開催しています。その中で10月15日（日）に揖斐川町の伝統祭「谷汲踊」を明治村内の「帝国ホテル中央玄関」前広場で公演することになりました。この企画にあわせて、次のとおり明治村の入村料を半額割引します。皆さんぜひお出かけください。

■優待期間 10月7日（土）～10月22日（日）の16日間

■ところ 博物館明治村（犬山市）

■入村料

大人（18歳以上） 通常1,600円を800円

大人（65歳以上） 通常1,200円を600円

高校生 通常1,000円を500円

小・中学生 通常600円を300円

※左の半額割引券をご持参ください。

（半額割引券1枚につき5人まで有効）

詳細については博物館明治村まで

TEL 0568・67・0314

ホームページ <http://www.meijimura.com/>

ワンダ農園郷土料理教室開催

ふるさと水と土指導員推進事業の一環で郷土料理教室として沢アザミ料理とそば打ち体験を行います。

皆様のご参加をお待ちしています。

■日時 10月7日(土) 9時30分～

■場所 藤橋ワンダ農園管理棟内

■費用 一人 500円

■定員 25人程度

【お問い合わせ先】 藤橋振興事務所 基盤整備課

ワンダ農園担当

TEL 52・2111 FAX 52・2146

「ふるさと農山村魅力再発見バスツアー」参加者募集

揖斐郡を流れる揖斐川の水の利用や生活との関わりについて、学び認識を深めるバスツアーを開催します。

■日時 10月28日(土) 9時～16時30分

■募集対象 小学生とその保護者20組(40名)

■コース 揖斐総合庁舎(9時発)↓飛鳥川用水↓ワンダ農園(そば打ち体験)↓徳山ダム↓藤橋城・藤橋歴史民俗資料館↓揖斐総合庁舎(16時30分着)

■参加費 無料(昼食はそば打ち体験で作ったそばを食べます)

■締め切り 先着順で定員になり次第

■申込・お問い合わせ

TEL 501・0603 揖斐川町上南方1・1

揖斐総合庁舎内 揖斐農林事務所
農地整備課 担当・柴田

TEL 23・1111 (内線412)

FAX 22・6725

「郡上八幡城下町バスツアー」参加者募集

県では、地域再発見交流促進バス事業として、郡上八幡城下町バスツアーを実施します。

■日時 11月1日(水)

8時45分 揖斐総合庁舎出発

9時30分 西濃総合庁舎出発

16時30分 西濃総合庁舎到着予定

17時00分 揖斐総合庁舎到着予定

■行き先 郡上市八幡町

(郡上八幡城周辺)

■定員 80名

■参加資格 (応募者多数の場合は抽選) 県内に在住する小学生以上の方(中学生以下は保護者同伴)

■参加料 無料(各施設入場料、飲食代などは自己負担)

■申し込み 往復ハガキ(1枚につき5名まで)に「郡上八幡城下町バスツアー参加希望」と明記し、参加者全員の住所・氏名・年齢・性別・電話番号・出発希望場所(揖斐・西濃総合庁舎を明記)を書いて、10月15日(日)(必着)までにお申し込みください。

■申込・照会先 西濃振興局産業労働課

TEL 503・0838 大垣市江崎町422・3

TEL 0584・73・1111(内線227)

ぎふクリーン農業バスツアー 参加者募集

県では、農業と化学肥料を30%以上減らして栽培を行うぎふクリーン農業を推進しており、これを「ぎふクリーン農産物」として登録しています。

安心・安全な農産物生産の取り組みについて、見たり、聞いたり、体験してぎふクリーン農業について学んでみませんか。

■日時 11月15日(水)

■日程 大野町役場前集合(9時30分)↓ぎふクリーン大豆豆腐加工場

↓大豆栽培は場↓昼食↓柿栽培は場↓選果場↓柿収穫体験↓大野町役場(16時)

■参加費 1,500円(当日徴収)

■応募人数 40名

■申込方法 ①住所(郵便番号)、②氏名、③年齢、④電話番号を記入し、(複数参加の場合はすべての参加者について記入)ハガキかFAXで、10月31日(火)(必着)までにお申し込みください。

■参加者の決定について

実施日の1週間前までに「参加証」を郵送します。応募多数の場合は抽選とし結果を通知します。

■お問い合わせ・申込先 西濃地域揖斐農業改良普及センター 担当・日比野

TEL 501・0603 揖斐川町上南方1・1

TEL 23・1111(内線231)

FAX 22・5390

町税などの納期限のお知らせ

10月2日(月)は、国民健康保険税(5期分)の納期限です。

10月31日(火)は、町(県)民税(3期分)、国民健康保険税(6期分)、介護保険料(4期分)の納期限です。

納め忘れのないように、早めに納めましょう。

また、口座振替で納付されている方は、納期限前日までに預貯金残額の確認と入金をお願いします。

※町税などの納付は安全で便利な口座振替で

岐阜矯正展開催

■日時 10月14日(土) 9時30分～16時

■場所 岐阜刑務所

岐阜市則松1・34・1

■内容 刑務所・少年鑑別所紹介パネルの展示・ビデオ放映、刑務所内見学、性格検査、刑務所作業製品展示

販売、模擬店ほか

【お問い合わせ先】 岐阜刑務所処遇部企画部門(作業)

TEL 058・239・9821

TEL 058・239・9821

TEL 058・239・9821

TEL 058・239・9821

川と海のクリーン大作戦参加者募集

川と海の水の恵みは、私たちの生活を支える大切なもの。しかし残念ながら水辺にはゴミが溢れています。美しく安心して利用できる水辺を、子どもたちに地域の将来に受け継がせるために、ゴミを捨てない、捨てさせない公衆マナーを向上させることが大切です。

「川と海のクリーン大作戦」は、ゴミを拾うという行為を通じて多くの人にゴミを捨てない心を育んでもらいたいという願いを込めて開催します。私たちの美しい環境を守るために、ぜひ皆さんの積極的な参加をお願いします。

■日時 10月22日(日) 8時～9時

(小雨決行)

■集合場所 揖斐川岡島橋右岸側下流

『いびがわクリーンセンター』8時集合

■その他

■参加される方は、右記集合場所に時間までにお集まりください。

■軍手、運動靴など、安全確保のできる動きやすい服装。

■ゴミ袋に入る程度のゴミを対象とします。

■拾ったゴミは、当日指定する収集場所まで運んでください。

■お申し込みは電話で役場建設課(TEL 22・2111)まで、住所、氏名(団体名)、人数などをお知らせください。

谷汲門前街魅力発見ワークショップ参加者募集

谷汲門前街を活性化するための魅力発見ワークショップに協力していただける方を募集します。ワークショップでは地元住民、地域外の方が一緒に門前街を歩き、魅力を発見し、写真を撮ります。そして皆さんで門前街の魅力について意見交換し、今後の門前街の活性化につなげていきます。

皆さんで門前街の魅力を発見し、門前街を活性化していきましょう。

■日時 10月14日(土) 11時～16時

■集合場所 谷汲振興事務所

■参加費 無料(ただし昼食は各自で負担ください)

■申込方法 10月6日(金)までに谷汲振興事務所商工観光課まで住所、氏名、年齢、連絡先を明記しハガキまたはFAXでお申し込みください。

■申込・お問い合わせ先 谷汲振興事務所

商工観光課 担当・加納

TEL 501・1392 揖斐川町谷汲名札265・43

TEL 55・2111 FAX 55・2714

三級簿記検定試験および事前講習会の受験・受講者募集

商工業従事者およびその他多くの方々に簿記についての基礎的な知識の浸透を図るため、簿記検定試験および事前講習会を実施します。

■日時 11月30日(木) 10時～17時

12月1日(金) 10時～15時

■場所 揖斐川町商工会館(予定)

■受験料 2,100円

■申込期限 10月30日(月)

■申込み/問合せ先 揖斐川町商工会

TEL 22・6185

平成19年度岐阜県農業大学校学生募集

■募集学科・人員

野菜果樹学科、畜産学科 30名程度

■修業期間 2年

■受験資格

①平成19年3月までに高等学校を卒業する見込みの者、またはこれと同等以上の学力を有すると認められた者が推薦入試の場合は、県内高等学校長が推薦する者

■出願期間と方法

■推薦入試 9月29日(金)～10月20日(金)

■一般入試 12月6日(水)～1月17日(水)

入学願書、高等学校調査書などを岐阜県農業大学校(〒509・0241 可児市坂戸938)へ提出

■入学試験期日と試験科目

■推薦入試 10月27日(金)

面接試験および論文

■一般入試 1月24日(水)

筆記試験(国語総合と選択科目1科目)

■おおよび面接試験

■お問い合わせ先 岐阜県農業大学校

TEL 0574・62・1226

町営住宅入居者募集

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。

○緑ヶ丘町営住宅

・住所 揖斐川町和田386番地

・募集戸数 1戸(2号棟204号室)

・建設年度 昭和61年度

・構造など 中層耐火構造3階建て

・間取り 3DK

・駐車場 1台

・家賃 16,700円

・その他 浴槽・風呂がまは入居者持込になります。家賃の他に共益費(浄化槽の使用料・共用部分の電気料など)が必要です。

○水道・上水道

○下水・共用浄化槽

■数 金 家賃の3か月分

■入居条件 揖斐川町内に在住もしくは在勤(勤務予定でも可)に限る。

町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと。

※その他所得要件あり

■募集期間 10月2日(月)～16日(月)

■入居予定日 平成18年11月下旬予定

■お問い合わせ先 揖斐川町役場建設課

TEL 22・2111(内線204)